

伊万里市全国大会等出場費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、スポーツ及び文化芸術の振興を図るため、全国大会等に出場する市民に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、伊万里市補助金等交付規則（平成9年規則第9号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 全国大会等 主催者が指定する予選会を勝ち抜き、あらかじめ設定された参加標準記録を上回り、又は九州、県下の関係団体から九州、県代表者として推薦され出場する次のいずれかの大会をいう。

ア 公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する全国を統括する競技団体又はその配下団体が主催する九州大会以上の規模のスポーツ大会

イ 公益財団法人日本中学校体育連盟が主催する九州大会以上の規模のスポーツ大会

ウ 日本放送協会、一般財団法人全日本吹奏楽連盟、公益社団法人全国高等学校文化連盟その他市長が認める団体が主催する文化芸術部門における九州大会以上の規模の大会

(2) 団体等 次のいずれかに該当する団体又は学校のうち、市長がスポーツ又は文化芸術の振興に寄与していると認めるものをいう。

ア 市内に居住する児童生徒が在籍しているスポーツ活動又は文化芸術活動を継続的に行う団体

イ 市内に居住する児童生徒以外の者が在籍しているスポーツ活動を継続的に行う団体

(3) 児童生徒 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特

別支援学校に就学する児童又は生徒をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者が全国大会等に出場するために要した別表に規定する経費とする。ただし、伊万里市職員等の旅費に関する条例（昭和32年条例第24号）により算定される一般職員の当該全国大会等開催地までの旅費相当額（日当及び食卓料を除く。）を上限とする。

(1) 市内に居住する児童生徒が個人として全国大会等に出場する場合 当該出場児童生徒及びその引率者1名

(2) 市内に居住する児童生徒が市内を拠点とする団体等の一員として全国大会等に出場する場合 当該出場児童生徒及びその指導者（全国大会等の開催要項に定められたものに限る。）

(3) 市内に居住する児童生徒が市外を拠点とする団体等の一員として全国大会等に出場する場合 当該出場児童生徒

(4) 市内に居住する児童生徒以外の者が個人として全国大会等（文化芸術部門における全国大会等を除く。）に出場する場合 当該出場者

(5) 市内に居住する児童生徒以外の者が団体等の一員として全国大会等（文化芸術部門における全国大会等を除く。）に出場する場合 当該出場者

2 主催者その他の団体から補助対象経費に対する助成金等の交付を受ける場合は、前項の補助対象経費から当該助成金等の額を控除するものとする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次の表に定めるところにより算定した額とする。

区分	1人当たりの補助金額
全国大会等に出場する児童生徒	補助対象経費の2分の1以内の額とし、1,000円未満は切り捨てる。
全国大会等に出場する児童生徒以外の者	補助対象経費の3分の1以内の額とし、1,000円未満は切り捨てる。

前条第 1 号に定める引率者	補助対象経費の 3 分の 1 以内の額とし、 1, 0 0 0 円未満は切り捨てる。
前条第 2 号に定める指導者	補助対象経費の 3 分の 1 以内の額とし、 1, 0 0 0 円未満は切り捨てる。

2 前項の規定にかかわらず、全国大会等に出場する児童生徒以外の者が第 2 条第 1 号アに定める全国大会等に団体として出場する場合は、1 団体につき 1 0 万円を限度とする。

3 補助金の交付は、同一年度に 1 名につき 1 回を限度とする。ただし、次の各号に該当する者は、当該各号に定める回数を限度とする。

(1) 第 2 条第 1 号アに定める全国大会等において入賞等し、当該全国大会等の上位の全国大会等に出場する児童生徒及びその引率者又は指導者 同一年度に当該大会に限り 1 名につきそれぞれ 1 回

(2) 第 2 条第 1 号イ又はウに定める全国大会等に出場する児童生徒及びその引率者又は指導者 同一年度に 1 名につき九州大会及び全国大会それぞれ 1 回

4 全国大会等が佐賀県内で開催されるときは、補助金を交付しない。

(交付の申請)

第 5 条 規則第 3 条に規定する補助金等交付申請書は、様式第 1 号のとおりとする。

2 規則第 3 条第 3 号の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 全国大会等の開催要項

(2) 全国大会等に出場する者及びその引率者の氏名、性別及び年齢（児童生徒にあっては、学校名、学年、氏名、性別及び年齢）

(3) 全国大会等の出場決定通知書又は予選会の成績を明らかにする書類

(交付の条件)

第 6 条 規則第 5 条の規定により付する補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合においては、

市長の承認を受けること。ただし、補助金の額に影響を及ぼさない軽微な変更については、この限りでない。

- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (6) 規則第8条第1項各号又は規則第16条各号に規定する事項が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容若しくはこれに付した条件を変更することがあること。

(決定の通知)

第7条 規則第6条に規定する補助金等交付決定通知書は、様式第2号のとおりとする。

(補助事業の変更)

第8条 規則第8条第1項に規定する補助事業等変更承認申請書は、様式第3号のとおりとする。

- 2 規則第8条第3項に規定する補助金等交付変更通知書は、様式第4号のとおりとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書は、様式第5号のとおりとし、その提出期限は、補助事業完了の日から起算して30日以内とする。

- 2 規則第12条第3号に規定する市長が必要と認める書類は、全国大会等の成績を明らかにする書類とする。

(補助金の額の確定)

第10条 規則第13条に規定する補助金等確定通知書は、様式第6号のとおりとする。

(補助金の交付)

第 11 条 規則第 15 条第 1 項に規定する補助金等交付請求書は、様式第 7 号のとおりとする。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 (平成 28 年伊万里市告示第 37 号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(伊万里市立小・中学校各種大会出場費補助金交付要綱及び伊万里市競技スポーツ全国大会等出場費補助金交付要綱の廃止)

2 伊万里市立小・中学校各種大会出場費補助金交付要綱 (平成 18 年教育委員会告示第 8 号) 及び伊万里市競技スポーツ全国大会等出場費補助金交付要綱 (平成 16 年教育委員会告示第 1 号) は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日前に伊万里市立小・中学校各種大会出場費補助金交付要綱又は伊万里市競技スポーツ全国大会等出場費補助金交付要綱の規定により補助金の交付を受けた補助事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成 29 年度の補助金から適用する。

附 則 (平成 30 年伊万里市告示第 109 号)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和 5 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

補助対象経費	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、交通費、レンタカー 一等借上料、高速道路等使用料、駐車場使用料、燃料費、 その他市長が全国大会等に出場するために必要と認める費 用
--------	--

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

伊万里市長 様

（補助事業者）住所

氏名

印

伊万里市全国大会等出場費補助金交付申請書

年度伊万里市全国大会等出場費補助金の交付を受けたいので、伊万里市補助金等交付規則第 3 条及び伊万里市全国大会等出場費補助金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり申請します。

1. 出場する大会名

2. 補助金交付申請額 円

3. 添付書類

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

伊万里市長



伊万里市全国大会等出場費補助金交付決定通知書

申請のあった 年度伊万里市全国大会等出場費補助金の交付については、
次のとおり決定しましたので、伊万里市補助金等交付規則第 6 条及び伊万里市全国
大会等出場費補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

1. 補助金に係る大会名

2. 補助金交付決定額 円

3. 交付の条件

様式第 3 号（第 8 条関係）

年 月 日

伊万里市長 様

（補助事業者）住所

氏名

印

伊万里市全国大会等出場費補助金変更申請書

年 月 日付け伊 第 号で補助金交付決定通知のあった伊
万里市全国大会等出場費補助金について、次のとおり申請内容に変更が生じました
ので、伊万里市補助金等交付規則第 8 条第 1 項及び伊万里市全国大会等出場費補助
金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助金に係る大会名

2. 変更の理由

3. 変更の内容

4. 変更後の補助金交付申請額 円

5. 添付書類

様式第 4 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

伊万里市長



伊万里市全国大会等出場費補助金変更承認通知書

年 月 日付け伊 第 号で交付決定した伊万里市全国大会等出場費補助金について、次のとおり変更を承認しましたので、伊万里市補助金等交付規則第 8 条第 3 項及び伊万里市全国大会等出場費補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します

記

1. 補助金に係る大会名

2. 変更の承認後の補助金交付決定額 円

様式第 5 号（第 9 条関係）

年 月 日

伊万里市長 様

（補助事業者）住所

氏名

㊟

伊万里市全国大会等出場費補助金実績報告書

年 月 日付け伊 第 号で補助金交付決定（補助金変更承認）を受けた伊万里市全国大会等出場費補助金に係る事業について、次のとおり実施しましたので、伊万里市補助金等交付規則第 1 2 条及び伊万里市全国大会等出場費補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり報告します。

記

1. 補助金に係る大会名

2. 添付書類

様式第 6 号（第 1 0 条関係）

第 号
年 月 日

様

伊万里市長



伊万里市全国大会等出場費補助金確定通知書

年 月 日付け伊 第 号で交付決定（変更承認）をした伊
万里市全国大会等出場費補助金の交付について、伊万里市補助金等交付規則第 1 3
条及び伊万里市全国大会等出場費補助金交付要綱第 1 0 条の規定により、次のとお
りその額を確定しましたので通知します。

記

1. 補助金に係る大会名

2. 補助金交付確定額 円

3. 補助金交付決定額
又は変更交付決定額 円

様式第 7 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

伊万里市長 様

（申請者） 住 所

氏 名 ⑩

伊万里市全国大会等出場費補助金交付請求書

年度伊万里市全国大会等出場費補助金について、伊万里市補助金等交付規則第 1 5 条及び伊万里市全国大会等出場費補助金交付要綱第 1 1 条の規定により、次のとおり請求します。

交 付 決 定 年 月 日	伊 第 号 年 月 日
補助金等の交付決定金額	円
補助金等の交付確定金額	円
補助金等の既交付金額	円
交 付 請 求 金 額	円
未 交 付 金 額	円

振込口座

振込先 金融機関	銀行 金庫 農協 組合	本店 支店 本所 支所 出張所
口座名義	フリガナ	
預金科目	1, 普通預金 2, 当座預金 3, その他()	口座 番号

備考 債権者と口座名義人が異なる場合は、名義人への領収権の委任とします。